

今後の検討に当たっての基本的な論点等（案）

1 統計の作成関係

(1) 行政記録情報の活用

基本計画部会における委員からの指摘等		今後の検討に当たっての基本的な論点等
基本的な方向 (アウトプットのイメージ)	委員からの指摘	
<p>○ 国の行政機関が組織的に保有する各種情報（行政記録情報）を積極的に統計作成に活用するための各種課題を整理し、具体的ニーズを踏まえ、制度的手当を含めた活用方を策定</p>	<p>○ 行政記録も広義の統計という視点も検討してはどうか（大守委員）。</p> <p>○ 新設事業所・企業のコードの持ち方について府省間で協議・決定すべき（舟岡委員）。</p> <p>○ レセプトデータの収集システムが可能となれば、それを統計的に利用することも可能になるのではないか（廣松委員）。</p> <p>○ 行政記録を統計作成に利用する際の障害は、個別法や地方公共団体の条例で利用が制限されているという制度的な問題（舟岡委員）。</p>	<p>○ 行政記録情報の活用に関する基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政記録情報を活用することによる有用性や効果として、具体的に如何なるものが考えられるか（報告者負担の軽減、行政経費の削減、統計精度の向上等）。 <p>○ 統計作成に有用と考えられる行政記録情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計作成に有用な統計情報として具体的にいかなるものがあるか（これまでの検討での整理、外国で利用されているもの等）。 ・ 行政記録情報の活用のニーズ（経済界、統計作成部局等のニーズ）として、具体的に如何なるものがあるか。 <p>○ 行政記録情報の活用に係る課題と対応方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等による制度的な制約（守秘義務、目的外利用の禁止）との関係を如何に整理するか（行政記録情報の活用による効果と守秘義務の必要性との比較考量、守秘義務や目的外利用の制限をクリアできる条件、行政記録を行政機関が共有できる範囲や条件等）。

基本計画部会における委員からの指摘等		今後の検討に当たっての基本的な論点等
基本的な方向 (アウトプットのイメージ)	委員からの指摘	
○ 民間データの活用可能性について整理	○ 民間事業データ（POSデータ、ICカード乗車券）の利用も検討すべきではないか(出口委員)。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法やプライバシー意識の高まり（届出等事務に支障発生との危惧等）との関係を如何に整理するか。 ・ 新統計法の規定は、統計部局が行政記録情報入手するのに十分なものと言えるか。 ・ 自治体に存在する行政記録情報の扱いの違い（個人情報保護条例上の統計作成目的でのデータ提供規定の有無、プライバシー意識の高まりから提供に消極的等）を如何にするか。 <ul style="list-style-type: none"> ○ データの正確性等に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ データの定義や収集時期に相違がある場合 ・ 行政記録情報の正確性、入手頻度等から見て、データが不完全な場合 ○ その他の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ プレプリントした調査票の誤配布の防止 <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間データの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活用が可能な民間データとして如何なるものがあるか（POSデータ、ICカード乗車券等）。 ・ 民間データ活用に関するニーズとして、具体的に如何なるものがあるか。 ・ 民間データの活用に関する制度的制約、費用負担

基本計画部会における委員からの指摘等		今後の検討に当たっての基本的な論点等
基本的な方向 (アウトプットのイメージ)	委員からの指摘	
<p>○ 活用推進のための仕組み</p>	<p>○ 各省の統計主管部局が他の行政部局に対して、行政記録の統計化の推進のために、人的、技術的な支援を行う仕組みを設けることはできないか（竹内委員長）。</p> <p>○ 近年、行政事務の効率化により、統計作成上有用な情報が行政記録として収集されなくなる例が散見され、こうした問題に対し、基本的な理念を強く主張すべき（廣松委員）。</p> <p>○ 所管行政の遂行に必ずしも必要でないとしても、常識的な事務負担で統計化が可能であれば、保有部局の協力により、情報整備の観点から統計化を推進すべき（吉川委員）。</p>	<p>の問題を如何に考えるか。</p> <p>○ 活用推進のための仕組み等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政記録情報の活用のための仕組みとして如何なることが必要か（統計部局と行政部局の連携等）。 <p>※ その他に必要と考えられる措置、検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計主管部局から他の行政部局に対する統計化推進のための人的、技術的な支援 ・ 行政記録間での定義の統一 ・ 事業所間の照合を可能とする統一コードの設定 ・ 提供手続きの簡素化、負担費用の軽減 ・ 提供された行政記録情報のより具体的な管理方法 ・ 行政記録情報の活用に関し国民の理解を得る方策 <p>○ 行政記録作成の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計の充実の観点から見て、行政記録作成は如何にあるべきか。 ・ 行政記録作成部局に対し、如何にして統計サイドの意見を伝えるか。

基本計画部会における委員からの指摘等		今後の検討に当たっての基本的な論点等
基本的な方向 (アウトプットのイメージ)	委員からの指摘	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政記録は基本的に自由に再集計できる形で設計されていない。利用可能な形での採取・保存等を考えるべき（井伊委員）。 ○ 集計可能な行政情報はすべて統計として活用される可能性を最初から前提として作成されることが望ましい（門間委員）。 	

(2) 民間開放の在り方

基本計画部会における委員からの指摘等		今後の検討に当たっての基本的な論点等
基本的な方向 (アウトプットのイメージ)	委員からの指摘	
○ 民間開放の在り方（民間開放になじまない統計調査業務など）の明確化、実施後の検証結果の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的なスタンスとして、思い切って民間開放を積極的に実施してみたらどうか（佐々木委員）。 ○ 民間開放の対象とする統計調査や業務の範囲について何らかの結論を下すべき時期にある（舟岡委員）。 ○ 民間開放については、個別の統計調査ごとに検討するのではなく、統計調査共通の問題として統計の重要性等を踏まえ、民間開放が可能な調査と困難な調査とに区分すべき（廣松委員）。 ○ 民間開放への適合度は統計によって異なるはず。また、民間開放を行う場合、どれだけのリスクを許容するか明確にすることが必要（門間委員）。 ○ 基幹統計調査を民間開放する場合は一定の基準が必要である（竹内委員長）。 ○ 調査企画と品質管理をどうするかがポイント。また、民間側で有効な競争が維持されるための工夫が必要（大守委員）。 ○ 既に民間開放をした事例を見た上で、どうあるべきか議論すべき（吉川委員）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「民間開放」の概念等の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・「民間開放」の概念の整理 ・「公共サービス改革法」との関係の整理 ・「民間開放」のメリット、デメリットの整理 ○ 統計調査（業務）のうち、民間開放に適した調査（業務）、適さない調査（業務）等の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・民間開放の実例の問題点 ・各統計調査業務に係る①精度維持、②秘密保護、③効率性確保、④調査対象者の信頼確保、⑤受託可能性、⑥コスト等の観点からの民間開放の妥当性

基本計画部会における委員からの指摘等		今後の検討に当たっての基本的な論点等
基本的な方向 (アウトプットのイメージ)	委員からの指摘	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な民間開放の確保方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札者がいない場合の統計調査の実施手段の担保措置 ・ 秘密漏洩等を防止するための民間事業者の業務プロセス管理の方法 ・ 民間事業者間で有効な競争が維持されるための工夫・調査実施後の検証方法、検証結果の共有化の方策 ○ 民間事業者の参入促進方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者のインセンティブの確保 ・ 市場形成のための環境整備の在り方

(3) 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の拡充

基本計画部会における委員からの指摘等		今後の検討に当たっての基本的な論点等
基本的な方向 (アウトプットのイメージ)	委員からの指摘	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査客体のプライバシー意識や事業活動上の情報管理意識の高まりに伴い調査への協力が得にくい状況に対応するための普及啓発活動の推進方策の策定 ○ 事業所・企業を対象とした基幹統計調査の悉皆層において従前から統計調査に非協力であるなどの悪質な事業者に対して、事業所名の公表、警告並びに罰則の適用など申告義務違反者への対処方針の策定 ○ 統計の重要性を認識してもらうため、義務教育における統計教育の充実を図るための方策の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民や市場が統計の表面的な結果に敏感に反応してしまう面もあるため、統計の意味について対外的に積極的に説明すべき。統計白書の創刊も一案。その中に教材として使えるものも盛り込んではどうか（大守委員）。 ○ 速報値と確報値の乖離など統計の持つ性格の適切な説明等が必要（佐々木委員）。 ○ 統計委員会における基幹統計全体の必要性についての啓発活動が必要（阿藤委員）。 ○ 統計について、広範囲に、かつできるだけ遡って、インターネットでアクセスできるようにすることが望ましい（阿藤委員）。 ○ 初中等教育における統計データ・リテラシーの向上に対するサポートを検討すべき（舟岡委員）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報・啓発活動の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの広報・啓発活動に対する評価（統計全体・府省別、活動形態～イベント。講習会・パンフ・ネット等～別） ・ 統計全体の効果的な広報・啓発方策（対象、内容、手段等） ・ 統計全体の啓発と個別調査の広報の連携の在り方 ○ 非協力者等への対処方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非協力者への対処に関する基本的な考え方 ・ 非協力者の態様とその対処方策（公表、警告、罰則適用等） ・ 罰則適用に当たっての問題の有無等 ○ 統計教育の充実方策（義務教育、高等教育別） <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員に対する働きかけ ・ 教材の作成、配布 ・ 関係団体との連携方策（ニーズ把握等）

2 統計の利活用関係

(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供

基本計画部会における委員からの指摘等		今後の検討に当たっての基本的な論点等
基本的な方向 (アウトプットのイメージ)	委員からの指摘	
<p>○ オーダーメイド集計、匿名データの提供を行うための統一の窓口を設置</p>	<p>【オーダーメイド集計、匿名データ共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各省の対応に任せただけの場合、予算、人員の不足により二次的利用が進まない可能性が大きいこと、これに対する突破口を議論する必要がある（阿藤委員）。 ○ 匿名データの作成・公開に当たっては、統計局の試行に基づき、大学との協力関係の有効性を検討すべき（阿藤委員）。 ○ オーダーメイド集計については、特定の機関が効率的な集計システムによる集中的に実施し、安価な料金で利用できるようにすべき（舟岡委員）。 ○ 統計センターの位置付け（各府省の共同利用施設とすることの可能性と是非）の検討（廣松委員）。 <p>○ 政府統計の匿名化の窓口となる機関を統計委員会に設置し、一般からの要望の受け入れ等や公開方法の例示等のコンサルタント機能を持たせるべき（井伊委員）。</p> <p>○ 匿名データの利用については、i 利用ガイドラインの制定、ii 利用手続のマニュアル化、iii 利用早期化の手順、iv レプリカ・データの提供を検討すべき（舟岡委員）。</p>	<p>【オーダーメイド集計、匿名データ共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 二次的利用を推進するための基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・「公益性」に関する考え方の明確化 ・リソースの制約への対応方策（府省共同実施・大学との連携等） <p>○ 二次的利用のための統一の窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・設置府省、窓口の役割、他府省等との連携方策等 </p>

基本計画部会における委員からの指摘等		今後の検討に当たっての基本的な論点等
基本的な方向 (アウトプットのイメージ)	委員からの指摘	
○ ニーズの高い統計データの提供促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ユーザー側からの匿名データ利用の希望を吸い上げる方法について、きちんと制度化する必要がある（井伊委員）。 ○ 国民の理解を得るための方策の検討（廣松委員）。 ○ 匿名データに基づいて重要な政策課題に答えることのベネフィットを国民にアピールすべき（井伊委員）。 <p>【オーダーメイド集計】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次的利用に対する国民のニーズ ○ 二次的利用に対する国民の啓発方策 <p>【オーダーメイド集計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オーダーメイド集計の提供の具体的な仕組み等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国におけるオーダーメイド集計の提供状況 ・ オーダーメイド集計の対象となる統計調査（利用者ニーズとの関係） ・ 具体的な提供方法（秘匿措置の基準等） <small>（※秘匿処理方法については、総務省「統計データの二次的利用促進研究会」において検討予定）</small> ・ 統計への信頼性を欠くような集計依頼（少ないサンプルによる集計依頼等）への対処方針 <ul style="list-style-type: none"> ○ 集計の仕方の知的財産権の取り扱い <small>（※総務省「統計データの二次的利用促進研究会」において検討予定）</small>

基本計画部会における委員からの指摘等		今後の検討に当たっての基本的な論点等
基本的な方向 (アウトプットのイメージ)	委員からの指摘	
	<p>【匿名データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 匿名化が難しい事業所系の統計については、オンラインの設立も含めて検討すべき（井伊委員）。 ○ 匿名データの公開の問題については、提供するマイクロ統計情報を世帯関連と事業所・企業関連に分けて考えること、原資料に近い形で提供する方法と安全性を保障できる擬似的なマイクロデータを公開する問題と分けて考えることが必要（美添委員）。 ○ 事業所・企業に関するマイクロデータについては、データ漏洩が防げる分析施設を用意し、研究目的のための利用に制限した上でデータを提供することが現実的（美添委員）。 ○ 世帯関連の調査に関しては、統計的開示管理の理論を踏まえた「一般利用マイクロデータ」を作成する必要がある（美添委員）。 ○ 匿名データの利用に関しては、行政期間による審査ではなく、学会など中立的な第三者専門機関 	<p>【匿名データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 匿名データ作成・提供の具体的な仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国における匿名データの作成・提供状況 ・ 国内での匿名データの試行的作成・提供の状況 ・ 匿名データの対象となる統計調査（利用者ニーズとの関係等） ・ 企業・事業所系統計データの取り扱いとオンライン利用との関係 <small>（※オンライン利用については、総務省「統計データの二次的利用促進研究会」において検討予定）</small> ・ レプリカ・データの提供の必要性 ・ 具体的な提供体制、提供方法（手数料等）、学会との連携 <small>（※手数料の設定方法については、総務省政策統括官室において検討中）</small>

基本計画部会における委員からの指摘等		今後の検討に当たっての基本的な論点等
基本的な方向 (アウトプットのイメージ)	委員からの指摘	
<p>○ 匿名データの匿名性を確保するための指針の策定</p>	<p>が審査すべき（井伊委員）。</p> <p>○ 具体的なデータを用いた匿名化の手法に関する検討等技術的な検討を早急に行う必要がある（廣松委員）。</p> <p>○ 匿名データの利用については、ロードマップを作り、それに沿って計画的に推進すべき（阿藤委員）。</p>	<p>○ 統計委員会における匿名データの審査手続・内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会に提出する資料・データの内容 ・ 委員会における審査内容 <p>(※匿名データの作成方法については、総務省「統計データの二次的利用促進研究会」において検討予定)</p> <p>○ 不適切利用に対する対処方針</p> <p>○ 匿名データ提供の中長期的な進め方</p>

(2) データ・アーカイブの整備

基本計画部会における委員からの指摘等		今後の検討に当たっての基本的な論点等
基本的な方向 (アウトプットのイメージ)	委員からの指摘	
<p>○ 中期的なデータ・アーカイブ整備の工程表を策定</p>	<p>○ 統計の個票レベルのデータは貴重な情報であることから、統一的に保存するシステムを考える必要がある（竹内委員長）。</p> <p>○ データアーカイブを各省に分散して設けることは非効率であり、数箇所に集中してデータを寄託し、保存することが合理的。また、再集計やマイクロデータの提供もデータアーカイブを通じて実行することが自然である。</p> <p>○ 統計作成関係資料としてどのようなものをアーカイブで保存するかについては、国民の理解が必要である（舟岡委員）。</p> <p>○ 統計作成関係資料（調査対象名簿等）は、パネルデータの作成に必須であることから、是非保存される必要がある（井伊委員）。</p> <p>○ リアルタイム・データベース（過去に発表したデータを上書きせずに残す）の整備はその基準の作成の課題ではないか（大守委員）。</p> <p>○ 国家記録の保存機関（国立国会図書館、国立公文書館等）や学会との役割分担を明確にすべき（井伊委員）。</p> <p>○ 統計アーカイブの設置については、設置方法（集中型か分散型か）等を検討するとともに、工程表</p>	<p>○ データ・アーカイブの設置の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置形態（分散型か集中型か等）、体制 ・ 対象となる統計調査の範囲 ・ 寄託する個票データ等の範囲 ・ 個票データ等の寄託方法 ・ 個票データ等の保管方法（リアルタイム・データベースの必要性やその基準の作成等） ・ 個票データ等の利用方法 ・ 役割とオーダーメイド集計の提供等との関係 ・ 国家記録の保存機関（国立国会図書館、国立公文書館等）や学会との役割分担 <p>○ 中期的な整備の進め方（工程表）</p>

基本計画部会における委員からの指摘等		今後の検討に当たっての基本的な論点等
基本的な方向 (アウトプットのイメージ)	委員からの指摘	
<p>○ 各府省における調査票情報の保存方法の確立</p>	<p>○ 現在、各府省では、統計データを永年保存できる体制になっておらず、毎月のように貴重な統計データが失われており、データ保存について速やかに対策を講じるべき（美添委員）。</p> <p>○ 過去の記録に遡った保存状態の把握が必要（井伊委員）。</p>	<p>○ 各府省における調査票情報の保存方法の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省における調査票情報の保存状況（保存データの種類、期間、関係規定・保存期限の内容、経年劣化の状況等） ・ 新統計法の規定との関係 ・ 望ましい保存の在り方、基準

(3) 各府省でのデータ共有の推進

基本計画部会における委員からの指摘等		今後の検討に当たっての基本的な論点等
基本的な方向 (アウトプットのイメージ)	委員からの指摘	
<p>○ 全政府的な統計データの共有化を図るとともに、利用者が使いやすい統計データ提供システムの構築</p>	<p>○ 各府省での共有と、一般的な公開（国民との共有）との関係の整理が重要ではないか（大守委員）。</p> <p>○ 匿名データの提供に当たっては、データウェアハウスを構築し、多くの国民がここから必要なデータを取り出せるようにしたらどうか（出口委員）。</p>	<p>○ 各種データ共有・提供システムの充実方策（提供先・提供内容・提供方法等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SSDS データ共有システム ・政府統計共同利用システム <p>○ 各種データ共有・提供システムによる国民へのデータ提供の在り方（基本的な考え方、具体的方策等）</p>

3 IT活用方策

基本計画部会における委員からの指摘等		今後の検討に当たっての基本的な論点等
基本的な方向 (アウトプットのイメージ)	委員からの指摘	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計作成におけるITの活用方策 ○ 統計の利活用におけるITの活用方策 	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン調査については、十分なセキュリティ対策が必要（大守委員）。 ○ 共同利用オンライン調査システムについて、もっとPRし、使ってもらえるようにしないと宝の持ち腐れになってしまう（廣松委員）。 ○ 調査によっては、すべてを電子的に行うよりも、回答者に応じた対応と回収方法の与える影響の補正を行うことが重要ではないか（大守委員）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計作成におけるITの活用方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計調査の実査での携帯端末の導入、集計作業の効率化等 ・ 共同利用オンライン調査システムのPR ○ 行政記録情報、民間データ等の活用におけるITの活用方策 ○ 統計の利活用におけるITの活用方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民への統計提供システムにおける提供内容の高度化（検索データのグラフ化、地図化等）